



(号外) 独立行政法人国立印刷局

## 〔政 令〕

日 次

- 市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令 (二〇四)
- 消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二〇五)
- 消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (二〇六)
- 市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の一部を改正する政令 (二〇七)
- 都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の施行に伴う関係政令の改正する法律の施行期日を定める政令 (二〇八)
- 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二〇九)
- 関税法施行令の一部を改正する政令 (二一〇)
- 玉軸受及び円すいころ軸受に対する課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令 (二一一)
- 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二一二)

- 外國為替令等の一部を改正する政令 (二一三)
- 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令 (二一四)
- 消費者庁組織令 (二一五)
- 消費者委員会令 (二一六)
- 消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (二一七)
- 不当景品類及び不当表示防止法第十一条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令 (二一八)
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第三十一条第一項の規定により消費税庁長官に委任されない権限を定める政令 (二一九)
- 消費者安全法施行令 (二二〇)

## 〔規 则〕

- 警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則 (国家公安委員会)
- 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の効力発生に関する件 (外務省)
- 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定第十条に基づく日本国政府とスイス連邦政府との間の実施取締の署名に関する件 (同四三六)
- アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受について関税受及び円すいころ軸受に対する課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令 (二二一)
- 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定めた件 (財務省)

## 〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告  
(農林水産省)

## 本号で公布された法令のあらまし

- ◇市町村の消防事務又は行政事務に従事した者に係る市町村の消防長の資格要件を緩和することとした。(第一条関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

- ◇消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (平成二年法律第三四号) の施行期日を平成二年一〇月三〇日とすることとした。

- ◇消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (平成二〇六年) (総務省)

- 1 消防法の一部を改正する法律 (平成二年法律第三四号) の施行に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等について所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この政令は、平成二年一〇月三〇日から施行することとした。

- ◇都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (平成二〇七年) (国土交通省)
- 1 都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律 (附則第一条ただし書に規定する規定を除く。) の施行期日は平成二年一〇月一日とした。
- 2 同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二年九月一日とした。

- 1 都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律 (附則第一条ただし書に規定する規定を除く。) の施行期日は平成二年一〇月一日とした。

- 2 同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二年九月一日とした。

- ◇消費者庁組織令（政令第二二五号）（内閣官房）  
1 消費者庁に、次長一人を置くこととした。（第一条関係）  
2 消費者庁に、命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する審議官一人を置くこととした。（第二条関係）  
3 命を受けて、消費者庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に關する必要な調整を行う参事官二人を置くこととした。（第三条関係）  
4 消費者庁に総務課、政策調整課、企画課、消費者情報課、消費者安全課、取引・物価対策課、表示対策課、食品表示課の八課を設置し、各課の所掌事務を定めることとした。（第四条～第一条関係）  
5 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二年法律第四八号）の施行の日から施行することとした。

- ◇消費者委員会令（政令第二一六号）（内閣官房）  
1 消費者委員会（以下「委員会」という。）の部会の設置、部会に属すべき委員等の指名、部会長、部会長の職務の代理について定めるとともに、部会の議決を委員会の議決とすることがで  
きることとした。（第一条関係）  
2 委員会の会議の招集、定足数、議決について定め、これらを部会の議事について準用するこ  
ととした。（第二条関係）  
3 委員会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとし、その他委員会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定めることとした。（第三条関係）  
4 この政令に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮るべきこととした。（第四条関係）  
5 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二年法律第四八号）。以下「法」とい  
う。）の施行の日から施行することとした。また、
- 委員会は、法第六条第二項に規定するもののほか、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二〇年法律第七四号）の施行日の前日までの間、特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二一年政令第一一七号）附則第三条及び割賦販売法施行令（平成二年政令第一一八号）附則第三条の規定によりその権限に属させられた事項を処理することとした。（附則関係）

- ◇消費者委員会設置法及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令（政令第二二七号）（内閣官房）  
1 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二一年法律第四八号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二年法律第四九号）の施行に伴い、国民生活審議会令（昭和三六年政令第一五五号）を廃止することとした。（第一条関係）  
2 消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二年法律第四九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、次の各号に掲げる政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第三三条関係）  
(一) 行政機関職員定員令（昭和四四年政令第一二号）  
(二) 行政機関職員定員令（平成二年政令第六七号）  
(三) 公正取引委員会事務総局組織令（昭和二七年政令第三七三号）  
(四) 消費者政策会議令（昭和四三年政令第一四九号）  
(五) 内閣府本府組織令（平成一二年政令第一四五号）  
(六) 内閣府独立行政法人評価委員会令（平成二年政令第三一七号）  
(七) 総務省組織令（平成二年政令第一四六号）  
(八) 厚生労働省組織令（平成二年政令第一五二号）  
(九) 農林水産省組織令（平成二年政令第一五五号）

- (十) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第一六八号）
- ◇消費経済審議会令（平成八年政令第一五一号）  
(十一) 経済産業省組織令（平成二年政令第二五四号）  
(十二) 食品衛生法施行に伴う国庫補助に関する政令（昭和三年政令第一一八四号）  
(十三) 食品衛生法施行令（昭和二八年政令第二二九号）  
(十四) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二六年政令第一九一号）  
(十五) 宅地建物取引業法施行令（昭和三九年政令第三八三号）  
(十六) 旅行業法施行令（昭和四六年政令第三三八号）  
(十七) 割賦販売法施行令（昭和三六年政令第三四一号）  
(十八) 家庭用品品質表示法施行令（昭和三七年政令第三九〇号）  
(十九) 消費生活用製品安全法施行令（昭和四九年政令第四八号）  
(二十) 特定商取引に関する法律施行令（昭和五一年政令第二九五号）  
(二十一) 貸金業法施行令（昭和五八年政令第一八一号）  
(二十二) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六一年政令第三四〇号）  
(二十三) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成二年政令第六四号）  
(二十四) 消費者契約法第一三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成一九年政令第一〇七号）  
(二十五) 健康増進法施行令（平成一四年政令第三六一号）  
(二十六) 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第一一七号）  
(二十七) 割賦販売法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第一一八号）  
(二十八) 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第一六八号）
- ◇特定電子メール送信の適正化等に関する法律（内閣官房）  
1 消費者庁長官に委任されない内閣総理大臣の権限として、登録送信適正化機関の登録等の権限を定めることとした。（本則関係）  
2 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二年法律第四八号）の施行の日から施行することとした。

消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

**政令第二百七号**

消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(国民生活審議会令の廃止)

**第一条** 国民生活審議会令(昭和三十六年政令第二百五十五号)は、廃止する。

(行政機関職員定員令の一部改正)

**第二条** 行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、四二二人」を「一三、四九七人」に改め、同表総務省の

項中「五、四二八人」を「五、四二五人」に改め、同表法務省の項中「五二、二九八人」を「五一、二九七人」に、「一、七三六人」を「一、七三五人」に改め、同表農林水産省の項中「二〇、九一五人」を「二〇、八九

一八人」を「三八、六〇八人」に改め、同表厚生労働省の項中「三八、六〇八人」を「三八、六

四人」に改め、同表経済産業省の項中「八、六五七人」を「八、六六六人」に改め、同表国土交通省の項中「六一、二二八人」を「六一、二二五人」に改め、同表合計の項中「三〇四、四六八人」を「三〇四、四七四人」に改め、同表公正取引委員会の項中「八、三人」を「七、七九人」に改め、同表國家公安委員会の項中「七、六六一人」を「七、六六〇人」に、「一、九〇〇人」を「一、八九九人」に改め、同表金融庁の項中「一、四六三人」を「一、四六二人」に改め、同表に次のように加える。

**消費 費者 庁** 二〇二人

(行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正)

**第三条** 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第六十七号)の一部を次のように改正する。

うに改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一三、四五〇人」を「一三、五二五人」に改め、同表総務省の項

中「五、二〇七人」を「五、二〇四人」に、「五、一七六人」を「五、一七三人」に改め、同表法務

省の項中「五二、三八四人」を「五二、三八三人」に、「一、七五〇人」を「一、七四九人」に、「五二、三二二人」を「五二、三二一人」に改め、同表厚生労働省の項中「五一、八三三人」を「五一、八三二人」に、「五一、四六七人」を「五一、四五七人」に改め、同表農林水産省の項中「二〇、

九二一人」を「二〇、九〇〇人」に改め、同表経済産業省の項中「八、七六四人」を「八、七三三

人」に改め、同表国土交通省の項中「六一、四二四人」を「六一、四二一人」に、「六一、二九〇人」を「六一、二八七人」に改める。

附則第三項の表平成二十一年八月三十一日までの間の項中「平成二十一年八月三十一日」を「平成二十一年九月三十日」に改め、同表平成二十一年九月一日から同年九月三十日までの間の項を削る。

(公正取引委員会事務総局組織令の一部改正)

**第四条** 公正取引委員会事務総局組織令(昭和二十七年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条」に、「第十八条」を「第十七条」、「第二十二条」を「第二十一条」に、「第二十二条」を「第二十二条」に、「第二十三条」を「第二十二条」に改める。

第三条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第二百三十四号)の規定による認定に関すること。

第三条第一項第十一号を削り、同条第二項中「届出」を「協議(不当景品類及び不当表示防止法の規定によるものに限る)及び届出」に、「及び同項第六号から第十号まで」に改める。

第五条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第十二条第二項中「三課」を「二課」に改め、「消費者取引課」を削る。

第十三条第二号中「関すること」の下に「(取引部の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第十五条第三号中「他課」を「企業取引課」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 不当景品類及び不当表示防止法の規定による認定及び協議に関すること。

第十七条を削り、第一章第三節第三款中第十八条を第十七条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り上げる。

第二章中第二十二条を第二十二条とする。

第三章中第二十三条を第二十二条とする。

附則第二条中「第十九条各号」を「第十八各号」に改める。

第二条中「内閣府国民生活局消費者企画課」を「消費者庁企画課」に改める。

(内閣府本府組織令の一部改正)

**第六条** 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第六条」に、「第八条」を「第七条」、「第九条」に、「第十一条」、「第二十条」を「第十条」、「第十九条」に、「第二十二条」を「第二十条」に、「第二十二条」、「第二十四条」、「第二十七条」に、「第二十一条」、「第二十三条」に、「第二十五条」、「第二十八条」を「第二十二条」、「第二十四条」、「第二十七条」に、「第二十九条」、「第三十五条」、「第三十七号」を「第五款」、「第六款」、「沖縄振興局」、「第三十九条」、「第三十一条」、「第三十二条」、「第三十三条」に、「第四十一条」、「第四十二条」、「第四十三条」を「第三十四条」、「第三十六条」に、「第四十四条」、「第四十六条」を「第三十七条」、「第三十九条」に、「第四十七条」、「第四十九条」を「第四十条」、「第四十二条」に改める。

第一条中「四局」を「三局」に改め、「国民生活局」を削る。

第二条中第四十二条を第四十三号とし、第三十五号から第四十一号までを「一号ずつ繰り下げ、同

条第三十四条中「第十五条第七号」を「第十四条第十号」に改め、同号を同条第三十五号とし、同

条中第三十三号を第三十四号とし、第二十七号から第三十二号までを「一号ずつ繰り下げ、第二十六

号の次に次の一号を加える。

二十七 市民活動の促進に関すること。

第三条第一号ワ中「ための」を「上で必要な」に改め、同号中カをヨとし、ワの次に次のように加える。

力 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第一条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

6 消費者庁長官又は農林水産大臣は、特定製造業者等について法第二十条第三項の規定による報告の徴収又は立入検査を行つた結果、当該特定製造業者等が法第十九条の十三の二の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第十九条の十四第一項若しくは第二項の規定による指示に係る措置(第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした指示に係るものに限る)をとつていいと認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

7 第十一条第三項の次に次の二項を加える。  
9 第十一項の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事が同項第三号から第五号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

4 都道府県知事は、第十一項本文の規定により同項第一号に掲げる事務を行つた場合には、内閣府令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官に報告しなければならない。

第十二条に次の二項を加える。

9 第十一項の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事が同項第三号から第五号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第十二条を第十二条とし、第十条の次に次の二項を加える。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十三条 法第二十三条第一項の政令で定める権限は、法第十九条の十三第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに第十一項の三の規定による権限とする。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第十四条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条 法第七十一条の二及び第七十五条の三に本則に次の二項を加える。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十六条 法第七十一条の二第一項及び第四条の三第一項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十七条 法第七十八条の二第一項の政令で定める権限は、法第七十一条の二及び第七十五条の三に規定する内閣総理大臣の権限とする。

(旅行業法施行令の一部改正)

第十八条 法第七十八条の二第一項の政令で定める権限は、法第七十一条の二第一項及び第三項に改める。

第十九条 法第七十八条の二第一項及び第二項を「第二十六条第一項及び第三項」に改める。

(割賦販売法施行令の一部改正)

第一条第一項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第二条第一項中「第二十六条第一項及び第二項」を「第二十六条第一項及び第三項」に改める。

(内閣総理大臣の権限とする。)

第三条 法第七十八条の二第一項及び第二項を「第二十六条第一項及び第三項」に改める。

(内閣総理大臣の権限とする。)

第四条 法第七十八条の二第一項及び第二項を「第二十六条第一項及び第三項」に改める。

(内閣総理大臣の権限とする。)

第五条 法第七十八条の二第一項及び第二項を「第二十六条第一項及び第三項」に改める。

(内閣総理大臣の権限とする。)

第六条 法第七十八条の二第一項及び第二項を「第二十六条第一項及び第三項」に改める。

(内閣総理大臣の権限とする。)

第七条 法第七十八条の二第一項及び第二項を「第二十六条第一項及び第三項」に改める。

(内閣総理大臣の権限とする。)

第八条 法第七十八条の二第一項及び第二項を「第二十六条第一項及び第三項」に改める。

(内閣総理大臣の権限とする。)

7 第十四条に次の二項を加える。  
9 法第四十条第四項の規定により内閣総理大臣が法第三十五条の三の二の許可を受けた者から報告させることができる事項は、次のとおりとする。  
一 商品又は指定役務の前払式特定取引の業務の運営に関する事項  
二 前払式特定取引に係る商品の代金債権又は指定役務の対価に係る債権の回収の状況  
三 前払式特定取引に係る商品の代金債権又は指定役務の対価に係る債権の回収の状況  
四 前払式特定取引に係る商品の代金債権又は指定役務の対価に係る債権の回収の状況  
約に関する事項  
第五条第一項「第二項」を「第三項」に改める。  
第六条第五号中「第四十条第一項」を「第四十条第三項」に改める。

約に関する事項  
第五条第一項「第二項」を「第三項」に改める。  
第六条第五号中「第四十条第一項」を「第四十条第三項」に改める。